項目

シャンデリア風灯具の製造・輸入について

## 1 内容

引掛シーリング付(ない場合もあり。)シャンデリア風灯具ユニットを輸入し、別に輸入したガラスグローブと国内調達した取付金具及びボルトを同梱して出荷します。引掛シーリングが付いていないものは、引掛シーリングを取付ける予定。この場合の事業の届出は、「製造事業届出」のみでよいでしょうか。

(シャンデリア風灯具ユニットは、輸入しますが単体では販売しません。)

## 2 回答

単体では販売されることがなくても、シャンデリア風灯具ユニットは、光源及び 光源応用機械器具の「その他の白熱電灯器具」であり、その輸入の事業を行うに当 たっては、「電気用品輸入事業届出」が必要です。

また、輸入したシャンデリア風灯具ユニットに、別に輸入したガラスグローブと 国内調達した取付金具及びボルトを同梱する行為は、引掛シーリングの取り付けの 有無にかかわらず、「その他の白熱電灯器具」を完成させる行為に該当し、製造の 事業となりますので、「電気用品製造事業届出」も必要になります。